

食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金交付要綱

制 定 平成 4 年 3 月 1 7 日 4 食流第 8 4 8 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改 正 平成 2 5 年 6 月 7 日 2 5 食産第 9 9 0 号
平成 2 7 年 3 月 1 8 日 2 6 食産第 4 3 8 9 号
平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 3 0 食産第 2 5 9 9 号
令和 2 年 4 月 3 0 日 2 食産第 3 8 7 号

- 第 1 農林水産大臣は、食品等流通合理化対策債務保証事業実施要領（平成 4 年 3 月 1 7 日付け 4 食流第 8 4 7 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、債務保証事業に要する基金造成経費に対し、予算の範囲内において、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第 2 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。
- 第 3 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、正副 2 部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 第 4 規則第 2 条の規定に基づく申請書の提出の時期は、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第 5 補助事業者は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第 2 号による事業計画変更承認申請書正副 2 部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第 6 補助事業者は、規則第 3 条第 2 号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行状況を記載した書類正副 2 部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第 7 補助事業者は、別表の経費の支払を受けようとするときは、別記様式第 3 号による支払請求書正副 2 部を農林水産大臣及び官署支出官に提出しなければならない。
- 第 8 規則第 6 条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第 4 号のとおりとし、正副 2 部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 第 9 補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した

上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第10 補助事業者は、債務保証基金（以下「基金」という。）の果実を次の用に充てなければならない。

- (1) 基金の積増し
- (2) 債務保証事業特別会計事業費
- (3) 債務保証事業特別会計管理費

第11 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、債務保証の決定に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに、公表しなければならない。

第12 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、債務保証残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。以下同じ。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度を基金の決算確定後一箇月以内に、農林水産大臣に報告しなければならない。

第13 補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

第14 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、補助事業者に対し、基金基準に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、及び指導監督を行うものとする。

附則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

別 表（第2 関係）

経 費	補助率
食品等流通合理化対策債務保証事業基金造成費 公益財団法人食品等流通合理化促進機構が食品等流通合理化対策債務保証事業を実施するために必要な基金の造成に要する経費	定額

別記様式第 1 号（第 3 関係）

食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
団体名
代表者名 印

年度において、下記のとおり食品等流通合理化対策債務保証事業を実施したので、食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金交付要綱第 3 の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
基金造成計画（又は実績）

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する （又は要した）経費 （(A) + (B) + (C) ）	負 担 区 分			備 考
		国庫補助 金 (A)	自己負担 金 (B)	その他 (C)	
食品等流通合理化対 策債務保証事業基金 造成費	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国庫補助金 自己負担金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
食品等流通合理化対策債務保証 事業基金造成費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款

(2) 当該事業年度の事業計画及び収支予算書

別記様式第2号（第5関係）

食品等流通合理化対策債務保証事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付の決定の通知があった食品等流通合理化対策債務保証事業について、下記のとおり変更したいので、食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

（注） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略するものとする。

別記様式第3号（第7関係）

食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官
大臣官房予算課経理調査官 殿

住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付の決定の通知があつた食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金について、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円

（注） 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義が分かる資料を添付するものとする。

別記様式第4号（第8関係）

食品等流通合理化対策債務保証事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
団体名
代表者名 印

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付の決定の通知があった食品等流通合理化対策債務保証事業を実施したので、食品等流通合理化対策債務保証事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、その実績を報告する。

記

（注） 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。ただし、添付書類については、基金を造成したことを証する書類のほか、債務保証基金を造成したことを証する書類及び交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付するものとする。